

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十五号

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例（平成十三年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（あっせん） 第三条（略） 一―四（略） 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第二十四条第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>六―九（略） 十 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第三十七条第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>十一・十二（略） 2・3（略）</p>	<p>（あっせん） 第三条（略） 一―四（略） 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第十八条第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>六―九（略） 十 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われているもの又は同法第三十条の六第一項に規定する委員会による調停が開始されているもの若しくは成立したもの</p> <p>十一・十二（略） 2・3（略）</p>

附 則

この条例は、令和八年十月一日から施行する。